

記者会見要旨
(2021年6月22日)

I 最近の協会、業界の主な動向について

1. 前回会見以降の協会、業界の主な動向について、＜資料1＞に沿ってお伝えします。
2. 4月22日に「リモートワークを俯瞰した論点・課題（提言）」を公表しました。
3. 昨年よりリモートワークが常態化し、リモートワークに対応した監査の留意事項を6本公表しておりますが、今回全体を俯瞰して、論点整理・課題提言をしています。
4. ポイントは、企業側の課題について2つ提言しており、アナログ資料をデジタル化する「デジタルイゼーション」、デジタルデータを使っていかにコーポレート管理を高度化するかという「デジタルライゼーション」について提言しています。
5. また、4月22日にコーポレートガバナンス・コードについて考えるというコラムの第3回を公表しました。5月19日には第4回を公表しております。
6. 日本のコーポレートガバナンスは攻めのガバナンスを標榜しているため、経営者の果敢なリスクテイクを後押ししていますが、監査については海外に比べて強調されていません。コラムでは、監査の機能を取締役の機能と組み合わせた守りのガバナンスも重要だという事を提言しています。
7. 4月23日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5-2)」を発出しました。昨年「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その5)」を発出しましたが、電子形式によって経営者確認書の原本を入手する場合の留意事項について改めて発出しています。
8. 6月16日に企業会計審議会監査部会が開催されました。
9. 監査に関する品質管理基準という、監査法人が監査品質を維持するための基準について、国際基準が改訂されました。
10. クオリティコントロールからクオリティマネジメントへと、より経営トップの姿勢や企業側で言う内部統制システムのような品質管理の仕組みを監査法人は整備すべきという事が議論されています。
11. このような議論がされると、中小監査法人が対応できるのか、中小監査法人の品質管理のレベルは大手監査法人と比して高くないのではと言われることがありますが、中小法人だから品質管理のレベルが低いということではなく、それぞれの事務所が被監査会社の状況に応じた適切な品質管理の仕組みを構築することになります。
12. 4月28日に金融庁「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」第12回が開催されました。
13. 何か問題があったから開催されたわけではなく、3回目の緊急事態宣言発令に伴い、決算、監査の現場で支障が生じてないかの情報共有が行われました。
14. 連絡協議会では、一部海外で子会社の決算が遅れたことが理由で日本での決算も遅

れるケースが聞かれましたがそのようなケースは多くは無く、昨年のように株主総会を遅らせるケースが多いというようなことは聞いていません。

15. 5月17日に第49回日本公認会計士協会学術賞の授賞が行われ、著者を表彰しました。
16. 内容は専門的ですが、偶発事象という、例えば訴訟や資産除去債務などの将来のリスクの会計的な表現について緻密に研究した著書になります。
17. 5月23日に公認会計士試験短答式試験が行われました。
18. 通常、年2回実施の試験ですが、コロナの影響により今年は年1回の実施となりました。
19. 試験の願書提出者数については、昨年と比べ、出願者数が増え合格者も増えており、歓迎すべき状況と考えています。
20. 6月2日に日本公認会計士協会東海会「経営ソムリエ相談センター」が開設されました。
21. 協会には16の地域会があり、その地域会の重要な活動の一つに中小企業支援があります。
22. 今回、東海会が愛知県弁護士会と連携して相談センターを開設し、中小企業にアドバイスをを行います。地域社会への貢献に資する、非常に重要な取組です。
23. 6月4日に企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討―開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクルの実現に向けて―」が公表されました。
24. 財務情報以外の情報の重要性が高まり、監査や保証が必要になった場合にどのような注意が必要になるかという事が記載されています。非財務情報については、今後5年くらいの間には保証の在り方の議論もクローズアップされると個人的には考えています。
25. 特別委員会の構成メンバーにも注目いただければと思います。当協会の役員その他、監査法人の幹部、企業経営者、企業の社外役員、アナリストなど多様なバックグラウンドを持つ方に検討に参画いただきました。
26. 6月9日に価値報告財団 Value Reporting Foundation (VRF) が設立されたことが公表されました。
27. IIRC という統合報告のフレームワーク作成団体と SASB というアメリカの財務情報以外のサステナビリティ情報関連の会計基準を作る団体が合併して設立されたものです。
28. 6月11日に Annual Report 2021 を公表しました。会計士協会、会計士業界について概要を記載しています。毎年少しずつ読みやすくなるよう改善していますので、是非ご覧ください。
29. 6月22日に「監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責

任」の適用を踏ま 3 えた会社法監査等のスケジュールの検討について」を公表しました。

30. 2022 年 3 月決算に係る財務諸表の監査から、有価証券報告書の記述情報の内容について、財務情報と矛盾がないことを検討して、その結果を監査報告書に記載することになります。
31. 会社法で求められている事業報告についても内容を確認することが求められ、各書類の作成と確認スケジュールについて、監査人と会社側でしっかりと協議するよう会員に対して周知しています。
32. 9 月 10 日に 2021 コンピュータ監査国際会議が開催されます。
33. ICAEA というコンピュータを使った監査技法の教育を推進する団体によるカンファレンスであり、同団体の東京支部が主催します。
34. コンピュータを使った監査技法が行き渡ることは、監査業界にとって重要です。

II 「令和 4 年度 税制改正意見書」の公表について

35. 「令和 4 年度 税制改正意見書」を公表しました。例年のスケジュールでは、協会の役員会承認、記者発表、官庁等へ説明し、年末に政府から税制改正大綱が公表されるような流れとなっております。
36. 「令和 4 年度 税制改正意見書」について、今年から構成を変え第一部、第二部に分けております。
37. 第一部では毎年の改正ではなく、中長期的に財政学的見地から意見を申し上げます。
38. 昨年まで第二部に相当するものは要望という名前で公表していましたが、業界団体の利益誘導のように見受けられるとの意見を頂きました。
39. 当協会からの税制改正に対する意見は公平中立の観点から意見を申し上げており、検討の結果、要望という言葉は使用しないことにいたしました。
40. 昨年はコロナ禍において、今よりもかなり厳しい状況になるという想定で、ポストコロナにおける特別意見を別冊子で公表しておりました。
41. その冊子では、事業再構築型の M&A を実施した場合、M&A を実施することによって投資した分について税額控除すべきではないかとの意見を申し上げたところ、同じような趣旨の要望が実現されました。
42. 今年は、ポストコロナの状況についても、個別の意見として第二部に取り込み再構成しております。
43. 会計士協会の税制改正意見書というと、法人税、所得税がメインと見られるかもしれませんが、相続税をはじめとした様々な税制についても幅広く意見を申し上げます。
44. その中でも一番に上げているのが、グループ通算制度の特定欠損金についてです。

45. 現在、連結納税制度があり、税務上 100%の支配関係があるものの損益を通算する制度となっていますが、令和 4 年度からグループ通算制度に変わります。
46. その際に大きな変更があり、新たに単体納税からグループ通算制度を開始する場合、親法人のグループ通算制度の適用開始前の欠損金が、子法人と同様に特定欠損金として自己の所得の範囲でのみ控除できる。となっています。
47. 連結納税制度では、親会社で生じていた、連結納税制度適用開始前の欠損金を子会社の所得と通算できましたが、グループ通算制度に移行した場合に不可能になります。
48. コロナ禍において、親会社で欠損金が生じ、グループ通算制度が 2022 年 4 月から適用となった場合、親会社で生じた欠損金を子会社の利益と通算できないこととなります。
49. これは、分社化して子会社で新たな事業で収益化を図ろうと考えていた法人やグループでは、結果的に親会社が利益を出さなければ、コロナ禍で生じた損失を相殺できないため、連結納税制度と同様にすべきではないかと意見書に記載しています。
50. グループ通算制度は、グループ法人税制と組織再編税制に倣った制度として統一化するという立て付けで作られたものなので制度としては問題ないのですが、現在のコロナ禍の状況を考えると、制度自体が適用されないのではないかと言うことで意見を申し上げます。
51. 次に、投資簿価修正について、プレミアムを付けて M&A をして買収した会社を売却しようとした際に、譲渡対価を、離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価格を、離脱法人の簿価純資産価格に相当する金額とするとしているため、プレミアムを付けて M&A をした場合、そのプレミアム部分を譲渡損益とみなさないという形に変わります。
52. そうした場合、プレミアムを付けた M&A が行いづらくなると考えられます。
53. コロナ禍で様々な業界再編、産業再編が行われようとしています、プレミアムを付けた M&A が起こりづらくなる可能性があります。
54. 次に、リカレント教育について、現在様々な会社が兼業を認めています、転職する場合のリカレント教育については、通常在職中にしかできないはずであり、そうでなければ転職活動中は就職期間の空白を生むこととなります。
55. リカレント教育の間に発生した教育コストについては、所得から控除するような制度を講じることで、就業人口の流動化、失業率の改善に繋がるのではと考えています。
56. 次に、現在様々な企業がコロナに限らず、災害に対する準備として引当金の計上を検討していますが、その準備に係る費用は税務上損金として認められていません。
57. そういった引当金を計上する場合に、損金になる制度を講じてはどうかという提言をしています。
58. その他、相続時精算課税と言う制度で、時価を固定して贈与する制度があります。
59. この場合で時価が下がった場合に、課税は元の価額で課税されてしまいますが、昨今

資産の価値が上下動するケースが多く、猶予規定を設けてはどうかという提言をしています。

Ⅲ 「Annual Report 2021」の公表について

60. 2020年4月から2021年3月までの会計士協会の1年間の活動を取りまとめました。
61. 基本的な構成は昨年と変わっておりませんが、新型コロナウイルス感染拡大への対応について、昨年春からの対応の概要を冒頭に記載しています。
62. その他、当協会会長と日本総合研究所理事長との対談や、地域会における各地域会の活動の説明について今回記載しております。是非お手に取ってご覧いただければと思います。

以 上